

あ と が き

1月の中央教育審議会答申は、学校教育法の規定（第30条第2項）により、その定義が常に議論されてきた学力の重要な要素が明確に示されたとして、次の3点をあげています。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 学習意欲

また、3月には、「生きる力」をはぐくむという教育理念の重要性を再確認した上で、新しい学習指導要領が告示されました。

これらのことを踏まえ、現在、当校も、新学習指導要領の前倒し実施や移行措置、そして平成23年度の全面実施に向けて準備を急いでいるところです。その中で、「確かな学力」をはぐくむため、「習得」や「活用」と「探求」を関連づけて指導するカリキュラム編成と授業改善が具体的な課題となっています。

こうした教育の動向と「創造的な知性を培う」第2次研究 第1年次研究の成果と課題を踏まえ、第2年次研究を進めてきました。その内容は、「生きて働く力としての新たな概念、認識、価値観を創りあげる子ども」の姿を求め、「学習内容の核に対する見方をとらえ直す更新」と「更新された見方をもとに、知識・技能を関係づける再構成」を図る学びを通して、「納得のいくわかり」にまで高めるカリキュラムと授業の改善です。

カリキュラム改善については、「生きて働く力」に向かう中心となる資質・能力を幼小中の段階制を踏まえて設定すること、授業改善は、学習過程の見直し、更新・再構成を図る学びを具現する働きかけの要件を明らかにすることを課題として研究を進めてまいりました。

その取組の実際を、研究協議会の全体発表や公開授業、研究紀要等を通して報告いたします。「納得のいくわかり」、「生きて働く力」、「習得や活用と探求を関連づけた指導」等の視点から厳しくご検討いただき、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願いいたします。

新学習指導要領実施を目前に控え、どの学校にとっても、「生きる力」をはぐくむ教育課程の編成と授業改善は、喫緊の課題です。本日の研究協議会が一つの契機となり、各校の取組がますます充実したものになることを願っております。

最後になりましたが、新潟県教育委員会中越教育事務所指導主事の先生方をはじめ、研究協力員の皆様、そして、研究協議会にご参会いただいたたくさんの方々に、心より御礼申し上げます。

新潟大学教育学部附属長岡小学校 副校長

新 保 哲 衛